

議 第 七 号

仙台市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年六月八日

提 出 者

議員	提出者
田 村 稔	菅 原 健
笠 原 哲	西 澤 啓 文
斎 藤 建 雄	菊 地 昭 一
斎 藤 範 夫	菅 原 健
〃	菅 原 健
〃	菅 原 健
〃	菅 原 健
〃	菅 原 健
〃	菅 原 健

仙台市議会 議長
野 田 讓 様

仙台市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「六十人」を「五十五人」に改める。

「青葉区 十七人 「青葉区 十五人

宮城野区 十一人 宮城野区 十人

第二条中

を

若林区 八人

若林区 七人

に改める。

太白区 十三人」

太白区 十二人」

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

理 由

仙台市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を減少させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。